

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

新居浜市では、平成16年豪雨災害によって、市内全域に大規模な被害が発生し、死者9名、負傷者9名の人的被害、全壊21戸、半壊223戸、床上浸水1,311世帯、床下浸水2、297世帯などの住家被害が発生した。また、国領川、渦井川、東川、尻無川、王子川の洪水浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域も公表され、市内の広範囲において浸水被害及び家屋倒壊等氾濫の被害が想定されている。

(土砂災害)

平成16年豪雨災害では、市内の山裾などにおいて、大規模な土砂災害が多数発生した。愛媛県が公表している、新居浜市における土砂災害特別警戒区域箇所は302箇所、土砂災害警戒区域は382箇所が指定され、市内全域に土砂災害の発生の恐れが想定されている。

(地震)

愛媛県がまとめた「愛媛県地震被害想定調査結果（最終報告）」では、南海トラフ巨大地震における最大の被害想定として、最大震度7、最大クラスのマグニチュードは9.0、人的被害（死者数：冬深夜）1,841名、建物被害（全壊：冬18時）35,169棟、避難者（1ヶ月後：冬18時）81,348名などの被害が想定されている。また、中央構造線断層帯である「讃岐山脈南縁西部区間」と「石鎚山脈北縁（岡村断層）」の2つの断層が新居浜市を横断している。

(その他)

新居浜市は、瀬戸内海式気候で年間を通じて温暖・少雨である。年間平均気温17.5度前後、年間降水量は950mm程度であるが、近年においては、局地的豪雨等が発生し、土砂災害及び浸水被害などに対して、未然の防止対策が必要となっている。

地域特性として、市域の北半分には新居浜平野が広がり、市街地が形成されている。平野部の東西には、郷山、金子山など丘陵地が突き出すように広がっており、この南側には、笹ヶ峰、西赤石山など1,600mを超える山脈がそびえている。また、沿岸部の埋め立て地には、工業地帯が属しており、大規模な地震発生時には、市域全域に被害の発生が危惧されている。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

・新居浜市地域防災計画

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/kikikanri/tiikibousaikeikaku-r3.html>

・新居浜市総合防災マップ

<https://www.city.niihama.lg.jp/site/bousai/boumap.html>

・新居浜市防災情報

<https://www.city.niihama.lg.jp/site/bousai/>

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 4,536 人
- ・ 小規模事業者数 3,309 人

【内訳：令和3年経済センサス】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考 (事業所の立地状況等)
商工業者	農林・漁業	16	15	市内全域に広く分布
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	
	建設業	582	543	
	製造業	346	253	臨海部に多く立地
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	10	市内全域に広く分布
	情報通信業	35	24	
	運輸業、郵便業	112	70	
	卸売業、小売業	1,231	760	
	金融業、保険業	95	78	
	不動産業、物品賃貸業	181	164	
	学術研究、専門・技術サービス業	239	178	
	宿泊業、飲食サービス業	611	437	
	生活関連サービス業、娯楽業	496	446	
	教育、学習支援業	126	108	
	医療、福祉	202	85	
	複合サービス事業	24	23	
	サービス業(他に分類されないもの)	226	114	

(3) これまでの取組

1) 新居浜市の取組

- ・ 新居浜市では、地域に係る防災に関して、総合的運営を図るための基本計画である新居浜市地域防災計画を策定し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、被害等を軽減するための備えを、より一層充実させる。
- ・ 令和2年3月に消防防災合同庁舎の完成に伴い、災害時における危機管理体制の充実強化を図り、併せて、災害発生時において、関係機関が災害情報の一元化及び共有を図ることを目的として、新たに防災情報システムの導入、また、災害活動初動体制の迅速化を図るため、災害対策本部室を設置し、迅速かつ的確な災害対応にあたることとしている。
- ・ 災害に強いまちづくりを目指し、より多くの参加者による校区・地区防災訓練の実施、自主防災組織の強化に努め、更なる地域防災力の向上に取り組んでいる。

2) 新居浜商工会議所の取組

- ・ 事業者向けに「事業継続力強化計画作成&ワークショップセミナー」を開催し、BCPの周知を図ってきたが、以下のとおり策定件数が伸び悩んだ。

取 組	目標 (R2～R6 年度)	実績 (R2～R6 年度)
簡易な事業者BCP策定	100 社	55 社
事業継続力強化計画の認定	10 社	3 社
各種共済・保険制度への加入促進 (見直し・資料提供含む)	30 社	2 社

- ・防災備品（ヘルメット、簡易トイレ、担架、折り畳み自転車、水、食料等）を備蓄している。
- ・シェイクアウトえひめに参加した。
- ・臨海部に集中するものづくり企業への避難訓練を実施した。
- ・「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」を県下9商工会議所と締結した。
- ・「中小企業・小規模事業者等のリスクマネジメント支援に関する協定」を愛媛県商工会議所連合会と東京海上日動火災保険㈱が締結した。
- ・「地方創生に向けた会員企業支援等に関する包括連携協定」を、当所と三井住友海上火災保険㈱が締結した。
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援策に係る情報提供及び申請支援を実施した。

Ⅱ 課題

1) 支援体制

事業者への支援を行っていくにあたり、平時における災害リスクの周知や災害対策、事業継続計画等の計画策定に向けた必要な知識を習得するため、職員がセミナー等に参加してきた。しかしながら人員が十分ではないため、個人がもつ知識や経験（暗黙知）を組織全体で共有（形式知化）する必要がある。

さらには、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員がほとんどであり、今後はハザードマップをはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。

また、南海トラフ地震等が発生した際に、当所の建物も被災する可能性があるため、商工会議所業務を継続するための代替施設の確保が必要である。

2) 事業者の災害リスクに対する認識不足

これまで当所では、事業継続力強化計画策定&ワークショップセミナーを毎年開催してきた。セミナー内で使用する事業継続力強化計画作成ノートにおいて、簡易なBCP管内事業所の計画策定を支援し、参加した事業者には好評を博している。しかしながら、全国各地、愛媛県内でも自然災害が頻発している中、管内事業所のBCP策定に対する意識は依然として低い状況である。特に、中小企業よりも従業員が少ない小規模事業者のBCP策定率が低い。したがって、事業継続力強化に係る取組の重要性について普及啓発を継続して進める必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症を経験し、感染対策については事業者内でのルールは構築できたものの、同感染症の5類感染症移行により認識・行動が薄まりつつある。したがって、管内事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知する必要がある。

Ⅲ 目標

- ・管内小規模事業者に対して災害・感染症等リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援するため、次のとおり今後5年間の目標を設定する。

	現状	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
事業継続力強化計画策定セミナーの開催／(回)	1	1	1	1	1	1
簡易なBCP策定／(件)	16	20	20	20	20	20
事業継続力強化計画の策定／(件)	1	2	2	2	2	2
各種共済・保険制度への加入促進（見直し、資料提供含む）／(件)	1	6	6	6	6	6

※各種共済・保険制度：火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、休業補償、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、当所と当市、愛媛県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また、管内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

新居浜商工会議所では、多発する自然災害や感染症の蔓延、サプライチェーンの途絶などの様々な経営リスクから企業を守り、円滑な事業継続が行われるよう支援する。支援にあたっては、新居浜商工会議所と新居浜市の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

「新居浜市地域防災計画」と当計画の整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回及び窓口での経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の事前災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、フェイスブック、メールマガジン等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・固定資産や所有物等の写真を事前に撮っておくことや、取引先や顧客などの重要情報のバックアップ、クラウド活用、書類の管理方法等について、指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所では、平成25年3月に事業継続計画を作成し、令和6年3月に改定している。

3) 関係団体等との連携

- ・連携先の損保会社等に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP策定セミナーや損害保険の紹介等を行うとともに、BCP策定に向けた専門家派遣を実施する。
- ・感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関に対し、普及啓発ポスターの掲示やセミナー等の共催を依頼する。

4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時等に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取組状況を確認する。
- ・当所と当市の担当部署間で、状況確認や改善点等について年1回協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震、平成16年・平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、新居浜市との連携体制を確認する（訓練は年1回実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①職員等の安否確認

勤務時間中の災害について

- ・発災後、即座に来客者・職員・常勤役員の安否確認を行う。外出中の職員については、最寄りの避難所へ避難し、安全な状況になるまで待機させる。
- ・建物については、1時間以内に損傷箇所等を確認する。

勤務時間外の災害について

- ・発災後24時間以内に職員・常勤役員の安否確認を行う。確認手段として、職員緊急連絡網・災害用伝言ダイヤル・安否確認サービス等を活用し、安否及び出勤の可否を報告する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・建物については、出勤後1時間以内に損傷箇所等を確認する。

②新型コロナウイルス感染症への対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、新居浜市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

③災害対策本部の設置

- ・発災後24時間以内に災害対策本部を設置し、業務従事の可否等の状況把握を行う。

④市内事業者の被害状況把握

- ・大まかな被害状況（被災事業所名、住所、被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など聴取可能な範囲））を確認し、災害発生から概ね72時間以内を目安に情報共有する。
- ・激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね10日以内を目安に可能な範囲で情報を共有する。

〔被害状況の確認方法〕

- ・電話等の通信機能が正常の場合は、新居浜機械産業協や新居浜建設業協等に聞き取り調査を行う。また、状況を見て事業者への聞き取り調査を行う（日中）。
- ・危険がないと判断した場合は、巡回による事業所及び周辺の施設・インフラ等の目視確認を行う（日中）。

2) 応急対策の方針決定

当所と当市との間で、職員の安否確認による業務従事の可否や、大まかな被害状況や被害規模の状況を整理し把握した上で、応急対策の方針を決める。

①応急対策が可能と判断した場合

- ・業務従事が可能な職員は、更なる被害状況の情報収集や支援方法・役割分担等について協議を行う。当会館が被災した場合は、指定した場所・時間にて連絡を取り合うなどし、情報収集や支援方法・役割分担等について協議する。

②応急対策が不可能と判断した場合

- ・市内の被災状況が甚大であり、職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・職員は、避難勧告など非難に関する情報の解除等、応急対応が可能であると判断できる時まで出勤せず自宅待機とし、職員自身の安全確保を優先する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・当計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

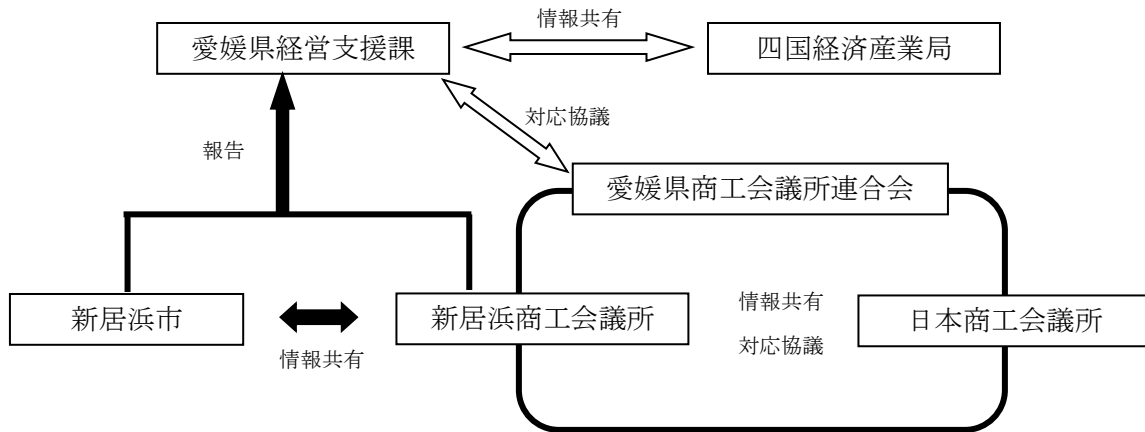
被災後～1週間	1日に3回以上共有する
1週間～2週間	1日に2回以上共有する
3週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、国が参考値として公開している情報等を参考に、当市が被害額を算定（推計）し、取りまとめる。
- ・当所と当市が確認した情報を、愛媛県の指定する様式にて、当所（当所が報告できない場合は

当市)より愛媛県経営支援課へ報告する。

- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて(当所が報告できない場合は当市)より愛媛県経営支援課へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当所と当市が相談のうえ、市内事業者に対して応急対策支援にあたる。
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所に設置するとともに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・具体的な支援内容や支援方法については、当所と当市が協議し被害状況を鑑みて決定する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や愛媛県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

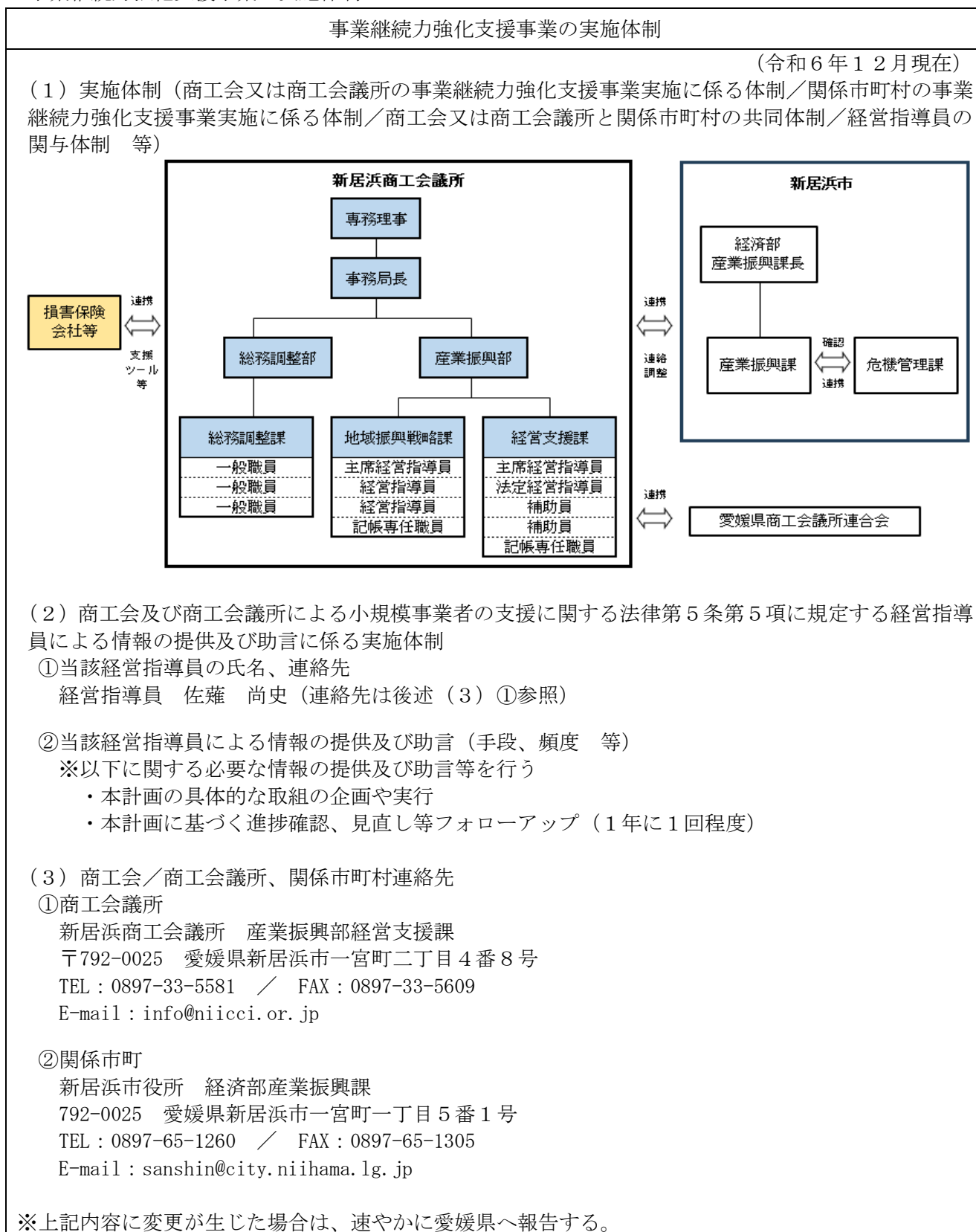
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、「大規模自然災害等に際しての愛媛県内商工会議所における連携支援に関する協定」に基づき、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会議所連合会に依頼し、被災事業者に対し、連携して支援活動を迅速且つ円滑に遂行する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	120	120	120	120	120
・ パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、新居浜市補助金、愛媛県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携者なし	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	